総務省一 令第 号

す + る 七 行 号 法 政 律 手 別 别 続 表 表 に 第 第 お け る \mathcal{O} \mathcal{O} 主 規 特 務 定 定 省 に \mathcal{O} 令 基 個 で 人 づ 定 き、 を め 識 る 行 別 事 す 政 る 務 手 及 続 た び に 8 情 お \mathcal{O} 報 け 番 を 号 る 定 特 \mathcal{O} め 利 定 る \mathcal{O} 用 命 個 等 に 令 人 関 \mathcal{O} を 識 す __ 部 る 别 を す 法 改 る 律 正 た 平 す 8 る 成 \mathcal{O} 番 命 + 令 号 を 五 \mathcal{O} 次 年 利 用 法 \mathcal{O} ょ 等 律 う 第 に に 関

令和四年 月 日

定

 \Diamond

る

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

行 政 手 続 12 お け る 特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 別 す る た 8 0) 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 す る 法 律 別 表 第 \mathcal{O} 主 務 省 令

で 定 \Diamond る 事 務 及 び 情 報 を 定 \Diamond る 命 令 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 命 令

行 政 手 続 に お け る 特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 别 す る た 8 \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 す る 法 律 別 表 第 \mathcal{O} 主 務 省 令 で 定

 \Diamond る 事 務 及 び 情 報 を 定 \Diamond る 命 令 平 成 + 六 年 内 閣 府 • 総 務 省 令 第 七 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す

る。

規 定 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 表 線 に を ょ り、 付 L た 改 部 正 分 前 \bigcirc 欄 よう に 掲 に げ 改 る 規 \Diamond 定 改 \mathcal{O} 傍 正 前 線 欄 を 付 及 び L 改 た 部 正 後 分 欄 を ک に 対 れ 応 12 順 L 7 次 掲 対 げ 応 る す そ る \mathcal{O} 改 標 正 後 記 部 欄 分 に に 掲 げ る 重

傍 対 線 象 規 を 付 定 とし L た 規 て 定 移 動 。 以 し、 下 改 対象 正 後 欄 規 定」 に 掲 とい げ る 対 う。 象 規 定 は、 で 改 改 正 正 前 前 欄 欄 に に 掲 げ れ に る 対 対 応 象 す 規 る 定 を改 ŧ \mathcal{O} を 正 掲 後 げ 欄 7 に 掲 7 げ な る 1

ものは、これを加える。

第一条 という。)別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」 改 正 後 第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」 改 正 前

一 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養 主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

次に掲げる情報 者の届出に係る事実についての審査に関する事務(次条第十一号に掲げる事務を除く。)

[イ〜ト 略]

第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 [一~三 略]

金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であっ 給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 た者を含む。第六号及び第七号を除き、以下この条において同じ。)による傷病手当金の支 [イ〜ハ 略] 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当

五 療保険被保険者等資格に関する情報 当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第百四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手 当該申請を行う者に係る医

が ~ 二 十 一

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

____ 五 略

給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険被保険 者等資格に関する情報 健康保険法第百四条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支

七~二十二

第四条 法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主|第四条 法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

(次条第九号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。) 次に掲げる情報

イ~ト

第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主|第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

という。)別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の 主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養 者の届出に係る事実についての審査に関する事務(次条第十号に掲げる事務を除く。) 次 に掲げる情報

[イ~ト 同上]

第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

[一~三 同上]

四 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当 の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 た者を含む。次号及び第六号を除き、以下この条において同じ。)による傷病手当金の支給 金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であっ

[イ〜ハ 同上]

[新設]

五~二十 同上

|第三条||法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

二 5 五 同上

[新設]

が~二十一 [同上]

務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

[一同上]

二 船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 [イ~ト 同上] (次条第八号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。) 次に掲げる情報

務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

[一~三 略]

関する事務(当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報)四、船員保険法第六十九条第六項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に

務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主

審査に関する事務 次に掲げる情報 一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての

| | | | | |

税に関する情報
ロ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

[ハ・ニ 略]

ての審査に関する事務 次に掲げる情報 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実につい

略

税に関する情報
ロ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

[ハ〜ホ 略]

- についての審査に関する事務 次に掲げる情報 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実
- 税に関する情報
 イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

[口 略]

- の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 工 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第二十五条の七第七項の申請内容
- 税に関する情報 イ 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

口略

主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の

げる情報 一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲一項の特例障害児通所給付費の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第

□〜三 同上]

[新設]

四~刊 [同上]

| 務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。| 第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主

[一同上]

審査に関する事務 次に掲げる情報 一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての

同上

る市町村民税に関する情報生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。) に係っ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

[ハ・ニ 同上]

ての審査に関する事務 次に掲げる情報 三 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実につい

同上

る市町村民税に関する情報生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係す、当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

[ハ〜ホ 同上]

- についての審査に関する事務 次に掲げる情報 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実
- る市町村民税に関する情報生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。) に係生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。) に係イ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

口同上

- の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 五 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第二十五条の七第七項の申請内容
- る市町村民税に関する情報生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

口同上

主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の

げる情報 一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第

イ 略

税に関する情報 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

「ハ~ホ

三 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実 についての審査に関する事務 次に掲げる情報

税に関する情報 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

[ハ~へ 略]

兀 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

民税に関する情報 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る市町村

「ハ・ニ

六 児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審 査に関する事務 次に掲げる情報

イ 税に関する情報 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民

の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項

児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務(同法第二十七条第一項第三 号の障害児入所施設に係る部分を除く。) 次に掲げる情報

「イ略」

措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

[ハ〜カ 略

一児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務(同法第二十七条第一項第三 号の障害児入所施設に係る部分に限る。) 次に掲げる情報

同上

口 生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

[ハ〜ホ 同上]

る市町村民税に関する情報

同上

三 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実 についての審査に関する事務 次に掲げる情報

[イ 同上]

口

る市町村民税に関する情報 生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

[八~~ 同上]

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

同上

口

係る市町村民税に関する情報 と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に 当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者又はこれらの者

[ハ・ニ 同上]

五 同上]

六 児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審 査に関する事務 次に掲げる情報

る市町村民税に関する情報 生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と

|第十二条||法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項 の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 号の障害児入所施設に係る部分を除く。) 次に掲げる情報 (同法第二十七条第一項第三

[イ 同上]

口 する情報 (他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。) に係る市町村民税に関 措置児童、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子

[ハ〜カ 同上]

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務(同法第二十七条第一項第三 号の障害児入所施設に係る部分に限る。) 次に掲げる情報

いて「措置児童」という。)又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税 に関する情報 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童(以下この号にお

[ロ〜ヲ 略

- 三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第五号に係る部分 に限る。) 次に掲げる情報
- 関する情報 いて「療育給付児童」という。)又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る市町村民税に 当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童(以下この号にお

兀 の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。) 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第六号及び第六号 次に掲げる情報

又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報 婦(以下この号において「助産妊産婦」という。)若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者 当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産

「ハ~ワ

略

- 六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入 所施設に係る部分に限る。)及び第七号の二に係る部分に限る。) 次に掲げる情報
- 1 市町村民税に関する情報 この号において「措置児童」という。)又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る 当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童(以下

[ロ〜ヲ 略

t 略

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十一条第四号及び第五 号に係る部分に限る。) 次に掲げる情報

イ

措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

[ハ〜カ 略]

市町村民税に関する情報 計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。 いて「措置児童」という。)、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童(以下この号にお

[ロ〜ヲ 同上]

- 三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第五号に係る部分 に限る。) 次に掲げる情報
- イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童(以下この号にお 町村民税に関する情報 を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。 いて「療育給付児童」という。) 当該療育給付児童の扶養義務者又はこれらの者と生計 に係る市

[ロ〜ニ 同上]

兀 の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。) 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第六号及び第六号 次に掲げる情報

[イ 同上]

ロ の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する 当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産 (以下この号において「助産妊産婦」という。) 若しくは当該助産妊産婦の扶養義務 保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子(他

[ハ~ワ 同上]

五 同上

- 六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入 所施設に係る部分に限る。)及び第七号の二に係る部分に限る。) 次に掲げる情報
- 1 らの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除 く。)に係る市町村民税に関する情報 この号において「措置児童」という。)、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれ 当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童(以下

[ロ〜ヲ 同上]

七 同上]

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十一条第四号及び第五 号に係る部分に限る。) 次に掲げる情報

[イ 同上]

措置児童、 (他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関 当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子

[ハ〜カ 同上]

する情報

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項|第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 同項

[一·二 略]

三 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

[イ・ロ 略]

町村民税に関する情報 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る市

第十六条 法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に 掲げる情報とする。

る市町村民税に関する情報 下この条及び次条において「措置入院者」という。)又は当該措置入院者の扶養義務者に係 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者(以

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

[一·二 略]

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

町村民税に関する情報 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る市

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

いての審査に関する事務 次に掲げる情報 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実につ

[イ~ハ 略]

年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府 じ。)、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法(昭和四十 が養育者である場合は、 県民税に関する情報 当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者 当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同

の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

[一・二 同上]

三 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

[イ・ロ 同上]

く。)に係る市町村民税に関する情報 の者と生計を一にする子(他の者の同 当該費用の徴収に係る身体障害者、 当該身体障害者と同 一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除 の世帯に属する者又はこれら

|第十六条||法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に 掲げる情報とする。

く。) に係る市町村民税に関する情報 れらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除 下この条及び次条において「措置入院者」という。)、当該措置入院者の扶養義務者又はこ 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者(以

|第二十七条| 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

[一・二 同上]

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

[イ・ロ 同上]

く。) に係る市町村民税に関する情報 の者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除 当該費用の徴収に係る知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれら

[二 同上]

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

いての審査に関する事務 次に掲げる情報 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実につ

[イ〜ハ 同上]

当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者 じ。)、当該扶養義務者の配偶者、 者である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子 号)第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者(当該者が養育 が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同 (昭和三十六年政令第四百五

[ホ〜カ 略]

[二・二の二 略]

民税に関する情報 (昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項の支給停工、児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項の支給停工 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項の支給停

る控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定すての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする三の二 児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実につい

[三の三・四 略

事務 次に掲げる情報 児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する

[イ~ハ 略]

族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶

ホ~ワ 略.

に掲げる情報 に掲げる情報 次元 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次

[イ〜ハ 略]

族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶

歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報義務者でない所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九人他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養

[ホ~カ 同上]

[二・二の二 同上]

の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る道府県民税に関する情である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施正に関する届出に係る事実についての審査に関する事務。当該届出を行う者又は当該者の配上に関する届出に係る事実についての審査に関する事務。当該届出を行う者又は当該者の配工に関する事務。当該届出を行う者又は当該者の配工に関する場合、

ま、 家扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報 をされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対 族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者(当該者が養育者である場合に限る。)、当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする 実とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者である場合に限る。)、当該者の に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする 等技養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報

[三の三・四 同上]

事務 次に掲げる情報 工 児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する

[イ~ハ 同上]

未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報 高者を除く。)若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族とされてい当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされてい当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義 る者を除く。)若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族とされている者を除く。)だ係る道府県民税に関する情報

[ホ~ワ 同上]

[イ〜ハ 同上]

る者を除く。)若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされてい務者に該当する当該者(当該者が養育者である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義者、当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶

[ホ~カ 略]

[七略]

- [一•二 略]
- 三 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

- 次に掲げる情報 て準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号 (同法第三十一条の十において読み替え
- に限る。) に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報イ 当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者

1~二 略

- いての審査に関する事務 次に掲げる情報 一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実につ一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実につ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号 (これらの規定を同法第三十)
- | に限る。) | に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者

1~ホ 略」

に関する情報 音談申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る事実についての一条の十において読み替えて準用する場合を含む。) の給付金の算定に係る事実についての三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号 (これらの規定を同法第三十

同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と第三十七条 法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報

[ホ〜カ 同上]

[七 同上]

る情報とする。 実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げ実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げ法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事第三十五条 法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉

[一・二 同上]

る情報 (他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。) に係る市町村民税に関す三 当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子

ドる。 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と第三十六条 法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

- 次に掲げる情報で準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務で準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務を発入の父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替え
- [ロ〜ニ 同上] に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 観族とされている者を除く。)と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養義務者に該当する者に限る。)と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養義務者に該当する者に限る。)と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養の所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に
- いての審査に関する事務 次に掲げる情報 一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実につ二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号 (これらの規定を同法第三十
- 親族とされている者を除く。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報義務者に該当する者に限る。)と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養限る。)又は当該者(児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税イ 当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に

[ロ〜ホ 同上]

- の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額
- の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報者、日本では当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶

[口~~ 略]

二•三 略

- いての審査に関する事務 次に掲げる情報 四条(同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実につ四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)第

[口略]

[五略]

する。 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と第三十八条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

- 係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する

・ ハ 略

- に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報号)第五条(同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四
- る。)に係る道府県民税に関する情報当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養義務者の配偶者若しくは1.当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者

- の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額
- 道府県民税に関する情報養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割者、特別児童扶養手当等の支給に関する情報を表表を表表を表表を表表を表表を表表を

[口~~ 同上]

三・三 略]

- いての審査に関する事務 次に掲げる情報 四条(同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実につ四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)第

[口 同上]

五同上

| 「つ。 | 同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と|| 第三十八条 | 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、|

- 係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する
- る控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定すいて準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項におイー当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶

[ロ・ハ 同上]

- に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報号)第五条(同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四
- れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項にお、険法施行令等の一部を改正する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとさイ、当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、健康保

- 関する法律第三十五条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情 された昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることと
- 当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限 る。)に係る道府県民税に関する情報 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは

第三十九条 法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一 項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情 報とする。

[一・二 略]

三 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則(昭和五 関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。 改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に 令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による 則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規 施行規則等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第八十一号)附則第二条第九項の規 助成金、同令附則第十五条の五第十三項の成長分野人材確保・育成コース助成金、雇用保険法 十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース 十年労働省令第三号)第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十八条の二第

第五十一条 法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同 項の主務省令で定める情報は、 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第十一条の被保険者の資

る控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報 しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定す いて準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若

三 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることと 関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 された昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に

に係る道府県民税に関する情報 くは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。) 給に関する法律施行令第八条第三項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する 険法施行令等の一部を改正する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとさ 所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若し れた昭和六十年政令第三百二十三号附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、健康保

同上

|第三十九条||法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一 項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情 報とする。

三 被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子(他の

□・二 同上]

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則(昭和五 年厚生労働省令第八十一号)附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によるこ 十一項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和三 十年労働省令第三号)第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十八条の二第 者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する情報 同上

で定める情報は、次に掲げる情報とする。 第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令 例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五 又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の ととされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者 雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金

一・二 同上

第五十一条 項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす 法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

一 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第十一条の被保険者の資

法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされ う者に係る年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付(平成十三年統合 格の取得の申出に係る事実についての審査又は当該資格の確認に関する事務 当該申出を行 た年金である給付を除く。第八号において同じ。)の支給に関する情報

- 三 独立行政法人農業者年金基金法第二十八条の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の 係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 請求に係る事実についての審査又は当該年金給付の支給に関する事務 当該請求を行う者に
- 事実についての審査又は当該年金給付の支給に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法第二十八条の二の農業者老齢年金の支給に係る届出に係る 当該届出を行う者に係る公的給

付支給等口座登録簿関係情報

者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 定の請求に係る事実についての審査又は当該年金給付の支給に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項の特例付加年金の支給を受ける権利の裁 当該請求を行う

略

げる情報 出に係る事実についての審査又は当該特例の適用を受ける資格の確認に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申 次に掲

イ・ロ

略

- の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る公的給付支 和四十五年法律第七十八号。以下この条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」と 給等口座登録簿関係情報 改正前農業者年金基金法」という。)第三十七条第一項若しくは第二項の未支給の年金給付 成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(以下この条において「平成二年 いう。)第三十七条第一項若しくは第二項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平 において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭 のとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第十五号 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するも
- う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 裁定の請求に係る事実についての審査又は当該年金給付の支給に関する事務 前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項の経営移譲年金の支給を受ける権利の 平成十三年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項又は平成二年改正 当該請求を行
- 金法第四十七条第一項の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実につい ての審査又は当該年金給付の支給に関する事務 平成十三年改正前農業者年金基金法第四十七条第一項又は平成二年改正前農業者年金基 当該請求を行う者に係る公的給付支給等口

除く。第七号において同じ。)の支給に関する情報 項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付を 関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付(平成十三年統合法附則第十六条第三 格の取得の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者に係る年金給付

三 同上

三 独立行政法人農業者年金基金法第二十八条の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の 請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座 登録簿関係情報

[新設]

兀

定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る公的給付支給等 口座登録簿関係情報 独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項の特例付加年金の支給を受ける権利の裁

同上

出に係る事実についての審査に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申 次に掲げる情報

イ・ロ 同上

等口座登録簿関係情報 う。)第三十七条第一項若しくは第二項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成 四十五年法律第七十八号。以下この条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」とい おいて「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法 とされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第十四号に 支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る公的給付支給 二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(以下この条において「平成二年改 正前農業者年金基金法」という。)第三十七条第一項若しくは第二項の未支給の年金給付の 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するもの (昭和

- 等口座登録簿関係情報 裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る公的給付支給 前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項の経営移譲年金の支給を受ける権利の 平成十三年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項又は平成二年改正
- 十二 平成十三年改正前農業者年金基金法第四十七条第一項又は平成二年改正前農業者年金基 ての審査に関する事務 金法第四十七条第一項の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実につい 当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

座登録簿関係情報

十 四

十 五 略

略

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同 項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

独立行政法人日本学生支援機構法 与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審 査に関する事務 次に掲げる情報 (平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸

[イ〜ニ 略]

- 係る生活保護実施関係情報 学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に
- 係る市町村民税に関する情報 学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に

係る住民票に記載された住民票関係情報 学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に

カ

三 ~ 五

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同 項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

[一~五 略]

- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認 定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- 帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第 税に関する情報 当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児若しくはその保護者又は支給認定基準世 項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。) に係る市町村民

- t 定の変更に関する事務 次に掲げる情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認
- 帯員に係る市町村民税に関する情報 当該変更に係る障害者、当該変更に係る障害児若しくはその保護者又は支給認定基準世

「ロ~ニ

同上

同上

同上

|第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

一 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸 与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審 査に関する事務 次に掲げる情報

[イ〜ニ 同上]

- 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報
- 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

[ト~ヲ 同上]

ワ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民 票関係情報

[カ 同上]

三〜五 同上]

|第五十五条||法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、 項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

[一~五 同上]

- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認 定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児若しくはその保護者、 る市町村民税に関する情報 生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係 項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はこれらの者と (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一 支給認定基準世帯

[ロ~ト 同上]

- 七 定の変更に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認 次に掲げる情報
- 員又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされてい る者を除く。)に係る市町村民税に関する情報 当該変更に係る障害者、当該変更に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯

[ロ〜ニ 同上]

ハ・カ 略

- 町村民税に関する情報・当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者(指定障害者を援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該雇出を行う障害者(指定障害者を援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若の対策を対策を対している。

[ロ〜ニ 略]

- の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項
- | 帯員に係る市町村民税に関する情報 | 当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者又は支給認定基準世

[口~~ 略]

「八・九 同上」

- の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容
- 当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)で、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)、当該届出を行う障害者(おている者を除く。)又は当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属さる者若しくはこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)又は当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で係る市町村民税に関する情報

[ロ〜ニ 同上]

- の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項
- 「る者を除く。」に係る市町村民税に関する情報とはいいの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていい。当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯

[口~~ 同上]

伽考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。

附

則